

埼玉県外出自粛等関連事業者協力支援金（4, 5, 6月分） の申請を検討されている事業者の皆様

本協力支援金（4, 5, 6月分）の申請を検討されている事業者の皆様におかれましては、国の月次支援金の「審査」及び「給付決定（給付通知書）」の状況に応じて以下のうち、当てはまるケースの御対応をお願いいたします。

ケース①

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領している】

⇒ 申請期限（11月15日）までに本協力支援金の申請を完了させてください。

ケース②

【国の月次支援金の「給付決定（給付通知書）」を受領していないが、振込みが完了している】

⇒ 申請期限（11月15日）までに本協力支援金の申請を完了させてください。 申請にあたっては、以下(1)及び(2)の書類を提出してください。

- (1) 国の月次支援金申請マイページ上における給付が完了したことが確認できる画面（申請番号、申請対象月、メールアドレス、電話番号、ステータス「振込手続き完了」又は「振込手続き中」が分かる部分）のコピー又は写真
- (2) 月次支援金の入金を確認できる通帳（通帳を開いた1・2ページ目及び月次支援金の振込を確認できるページ）のコピー又は写真

ケース③

【国の月次支援金の審査が完了していない】

⇒ コールセンター（埼玉県中小企業等支援相談窓口）までお問い合わせください。

電話：0570-000-678（平日：9:00～21:00 土日祝日：9:00～18:00）

<申請にあたっての留意点>

- 電子申請が完了した場合、事務局から申請受付のメールが届きますので、必ず確認していただきますようお願いいたします。

※ 事務局からのメールが届いていない場合、申請が完了していない可能性があります。